



フィールドレポート

ベトナムにおける安全作物生産促進制度の現状と見通し

Present Situation and Future Prospects about Institutions for Promoting Safe Crop Production in Vietnam

熊代 輝義

Teruyoshi Kumashiro

ベトナム農業農村開発省派遣 JICA 専門家

JICA Expert Dispatched to Ministry of Agriculture and Rural Development of Vietnam

論文受付 2018 年 5 月 7 日 掲載決定 2018 年 7 月 23 日

要旨

ベトナム政府は作物の安全性確保、環境管理などの観点から 2008 年からベトナム農業生産工程管理 (Vietnam Good Agricultural Practice: VietGAP) を制定し、その振興に努めていたが、2017 年それに替わる規程として「標準及び技術規則法」に基づく国家標準 VietGAP を制定した。本稿では、これまでの VietGAP 推進政策やその結果について触れ、国家標準 VietGAP を制定した背景や従来の VietGAP に比べての改善点を明らかにし、今後の見通しについて述べる。

キーワード：ベトナム、安全作物、野菜、農業生産工程管理 (GAP)、食品安全

.....

Abstract. The Government of Vietnam established Vietnam Good Agricultural Practice (VietGAP) in 2008 for ensuring safety of crops, managing environment, etc. and has tried to promote VietGAP intensively. As a milestone of its promotion policy, the Government issued National Standard VietGAP based on “Law on Standards and Technical Regulations” in 2017. This article describes the VietGAP promotion policy adopted by the Government previously and the results of policy implementation. It also clarified the background against which National Standard VietGAP was enacted and analyzed how National Standard VietGAP was improved in comparison with previous VietGAP. Finally it describes some future prospects about National Standard VietGAP.

Key words: Vietnam, safe crops, vegetable, Good Agricultural Practice (GAP), food safety

.....

I. はじめに

2017 年 10 月 17 日にベトナム科学技術省により、国家標準 (National Standard) としての農作物向け VietGAP (ベトナム農業生産工程管理) が決定された (科学技術省決定 No.2802/QD-BKHHCN また、国家標準の番号自体は TCVN11892-1:2017)。これまでベトナム農業農村開発省 (MARD) は作物の種類別に 4 つの VietGAP の

規程を有していたが、今回これらの内容を見直ししたうえで国家標準化したものである。本稿ではこれまで MARD がどのように GAP の普及に取り組み、今回なぜ見直しをしたのか。そして、新しい VietGAP の改善点や今後の見通しについて述べてみたい。

II. 2008年のVietGAP導入の経緯とその内容

1. ベトナムにおける安全作物への関心の高まり

一般的に発展途上国においては所得水準の向上に伴い、国民の食生活では穀物などの食用作物（主食用の作物）から青果物や畜産物などの付加価値の高い農産物への需要が高まってくる。併せて、それら生産物の品質や安全性にも関心が高まってくる。生産者においても、低所得国に分類されるような経済段階では、食用作物の自家消費を中心とする自給的農業が多数を占め、市場への販売は余剰分に限定される。しかし、経済の発展による所得水準の上昇に伴い、食料需要の変化に対応するとともに、農業形態も自家用作物から商品作物の生産へと変化していく。

ベトナムも国民の所得水準の上昇に伴い、農産物への需要の多様化が進んでおり、例えば野菜について見ると栽培面積・生産量ともに、近年、急速に増加している。同時に、農産物の安全性にも消費者の関心が高まっているが、残留農薬基準の遵守の観点などから見ても、野菜の安全性について万全とはいえない状況にある¹⁾。

2. アセアン地域におけるGAP（農業生産工程管理）に関する規程の制定の流れ

一方GAPに関しては、ヨーロッパに端を発してその重要性に関する認識が高まり、アセアン地域においても、2002年にはマレーシア（SLAM/MyGAP）及びタイ（QGAP）、2004年にはインドネシア（Indo-GAP）及びシンガポール（GAP-VF）、2007年にはフィリピン（PhilGAP）、2011年にはラオス（LaoGAP）、2013年にはブルネイ（BruneiGAP）において自国のGAPを策定した^{2,3)}。

このような動向の中で、2006年に野菜及び果樹用のASEAN GAPが制定された。ASEAN GAPは食品安全、環境管理、健康状態・労働安全・生産者の社会的福祉、生産物の品質の4つのモジュールを持っているが、2015年のASEAN共同体設立に向けて、各国のGAPをASEAN GAPに調和させる試みがなされ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ、シンガポール、ブルネイは既に4つのモジュールについて調和化を終了している。ラオス、カンボジア、ミャンマーについては、各国がGAPを開発し、ASEAN GAPのうち食品安全のモジュールとの調和化を図る途上にある²⁾。

3. ベトナムにおけるVietGAPの制定

MARDでは従来より、安全作物生産の促進政策を進めてきたが（たとえば、1998年4月28日にはすでにMARD決定No.67/1998/QD-BNN-KHCN「安全野菜の生産に関する暫定的な規程」を公布している）、その後の作物の安全性に関する更なる関心の高まりや上述のような国際的なGAPの重要性に対する認識の高まりを背景にベトナムにおいても2008年1月28日に野菜・果樹（MARD決定No.379/QD-BNN-KHCN）、4月14日に茶（MARD決定No.1121/QD-BNN-KHCN）について、2010年11月9日にコメ（MARD決定No.2998/QD-BNN-KHCN）及びコーヒー（MARD決定No.2999/QD-BNN-KHCN）についてVietGAPに関する規程を制定した。VietGAPはASEAN GAP、HACCP、他のGAPを参考にして作成された。VietGAPはASEAN GAPの4つのモジュールと調和しているが、4つのモジュールには分かれていないとしている²⁾。

その内容については、例えば野菜・果樹用のVietGAPを簡単にみても本文と付属書としてのチェックリスト（管理点と呼ばれるもの）及び生産条件の評価や農薬使用など用途別の記帳のための14の様式からなっている。GAPに基づく生産のガイダンスとなるチェックリストは生産地域の評価および選定、品種と台木、土地の管理、肥料と土壌添加物、水、農薬、収穫と収穫後処理、廃棄物の管理と処理、労働者、記帳・記録の保持・トレーサビリティ・回収、内部監査、苦情と苦情処理の事項についての計65の管理点からなっている（表1）。これについては後で詳述する。

また、VietGAPは第三者機関による認証制度を採用しており、2012年9月26日付MARD通達No. 48/2012/TT-BNNPTNT「水産物、農作物及び畜産物の生産及び加工におけるGAPの遵守についての認証に関する通達」に従って、認証機関の指定、その認証機関によるVietGAPの遵守に関する監査とその結果に基づく認証の発給が行われている。そして農作物に関しては、2016年10月現在で23の機関がVietGAP認証機関として登録されている。

4. ベトナムの食品安全に関する法令とVietGAPの関係

ここで、ベトナムの食品安全に関する法令とVietGAPとの関係を見てみたい。ベトナムにおける食品安全に関する基本的な法令は2010年6月17日に国会で成立し公布され、2011年7月1日から施行された食品安全法である（No.55/2010/QH12）。この法律は、農産物、畜産物、水産物及びその加工品、飲料、食品添

表1 野菜・果樹用 VietGAP の構成 (カッコ内は管理点の数)

大項目及び中項目	小項目・内容
第1章 一般的条項 1.VietGAPの範囲とターゲット 2.用語	(略) (略)
第2章 野菜・果樹用 VietGAP	生産地域の評価と選定 (3)、品種と台木 (2)、土地の管理 (4)、肥料と土壌添加物 (5)、水 (2)、化学製品の使用 (13)、収穫と収穫後処理 (16)、廃棄物の管理と処理 (1)、労働者 (7)、書類・記帳・トレーサビリティ・回収 (6)、内部監査 (4)、苦情と苦情処理 (2)
チェックリスト表 記帳のための様式	一般情報及び13の様式 (生産条件記録、土壌処理のための化学製品と添加物の使用記録、品種・台木の購入・生産記録、肥料・成長促進剤の購入記録、肥料・成長促進剤の使用記録、殺虫剤の購入記録、殺虫剤の使用記録、パッケージと殺虫剤容器の使用後の記録、収穫記録、収穫後処理記録、生産物の分類記録 (必要な場合)、生産物の販売記録、雇用者の研修記録)

加物、機能性食品、微量栄養素添加食品などあらゆる食品の生産と流通を対象としている。この法律の制定はベトナムのWTO加盟に伴う衛生植物検疫 (Sanitary and Phytosanitary: SPS) 協定履行が1つの動機付けになっている⁴⁾。このような趣旨もあり、この法律以前に効力を有していた2003年7月26日制定の食品安全衛生に関する法令 (No.12/2003/PL-UBTVQH11) と比較すると、広く食品の安全を確保するという目的は同じであるが、その目的のために実施する内容については、この食品安全法の方が格段に具体的に規定されている。

まず食品管理の原則として、「食品の安全確保は、食品生産、食品取引を行う組織、個人が責任を持って行うこと」としている。(第3条第1項) 更に、生産過程及び取引過程で食品の安全確保のための条件を遵守することは食品生産及び食品取引を行う組織・個人の義務であると規定している。(第7条第2項a、第8条第2項a) その後两条項にある食品の安全確保のための条件 (Conditions for ensuring safety of food) の内容について全72条中33条と半数近い条文をさいて種々の角度から説明している。また、食品の安全確保に関する条件を満たした場合の認証の発給に関して、食品安全法では同法で規定するすべての食品に関して、認証が発給できると規定している (同法第34条第1項)。即ち、食品生産或いは食品取引を行う組織・個人は生産過程或いは取引過程における食品の安全確保は義務であり、そのために食品の安全確保のための条件を遵守することが義務となっており、その前提で条件を満たす場合には認証も発給できるという枠組みである。このようにすべての食品生産或いは食品取引を行う組織・個人は

食品の安全確保が義務であるとし、その具体的な内容を明記した点が、これ以前の同様の法令と大きく異なる点である。(なお、この法律にも例外があり、小規模な生産・取引組織の食品の安全確保については、通常のものとは別の規程を制定するように要請している。(第22条))

そして、この原則に基づいて、食品安全を所管する保健省、MARD、商工省のうち、MARDの所管する食品について食品の安全確保のための条件を満たしているか否かの具体的な検査方法と検査に合格した場合の認証発給方法等を規定しているのが2014年12月3日制定のMARD通達「農林水産物の安全に関する検査と認証の通達」(No.45/2014/TT-BNNPTNT) である。

この通達は大まかに2つの点で従来の同種の通達と異なっている。一つ目は従来のものは食品の中でも特定の物品毎に通達を出していたのに対し、この通達はMARDの所管するすべての食品(主には農産物、畜産物、水産物及びその加工品)の生産と取引を対象としている。二つ目は上記にあるような食品安全法での規定を受けて、食品の生産と取引を行う全ての組織・個人は食品の安全確保のための条件を満たすということは義務であるという前提で具体的な手続きが規定されている。更に食品の安全確保のための条件の具体的な内容は何かということについてはこの通達の付録に合計49業種について検査やランク付けのサンプルという形で具体的な内容が記載されている。例えば野菜、果樹、茶の生産に関する安全確保のための条件は同通達の付録IIIにあるBB2.17というコードで示される条件である。そしてこの検査に合格した際には食品の安全確保のため

の条件を満たしているという認証を、多くの場合各地方省の農業農村開発局が発給している。

少し紙幅を使って食品安全法から始まる体系を説明したが、農産物の生産及び収穫後処理に関しては、食品安全法の体系の中で生産者に義務付けられているのは、このMARD通達「農林水産物の安全に関する検査と認証の通達」に定められている食品の安全確保の条件を満たすことであり、例えばスーパーマーケットが仕入れることができる農作物はこの食品の安全確保の条件を満たしているという認証を得たところで生産されるものに限られている。これに対し、VietGAPは農業生産者が食品安全、環境管理、労働安全等、農産物の品質の改善のために任意に適用し第三者認証機関より認証を得るものであり、その適用が義務付けられているものではない。

III. 国家標準 VietGAP の導入の経緯とその内容

1. ベトナム政府による VietGAP 拡大の努力

2008年と2010年に VietGAP が制定されて以来、ベトナム政府はこれを普及するための政策を展開してきた。VietGAP に言及している主な政策をあげると以下の通りである。

(1) 2008年7月30日制定の首相決定「2015年までの安全野菜、果樹及び茶の生産、加工、流通についての発展を支援する政策についての決定」(No.107/2008/QD-TTg)

2008年の VietGAP 規程の制定とほぼ同時期に決定された政策である。集中的な安全作物生産農地における VietGAP に基づく生産を2010年までに野菜・果樹については20%、茶については25%にし、2015年にはこれをいずれも100%にする目標を設定したうえで、調査、生産に関する投資（かんがい等のインフラ等）、加工・流通についての投資（貯蔵施設や取引促進）、VietGAP 認証等に対する支援を概括的に規定している。

(2) 2012年1月4日制定の首相決定「2010年から2020年までの国家食品安全戦略と2030年までのビジョン」(No.20/QD-TTg)

食品安全法に基づく食品全般の安全の確保についてのビジョンと戦略である。この中で2020年までの目標として野菜と茶の栽培面積の60%が VietGAP を導入することとしている。なお、II. 4. の関連では2030年のビジョンとして同年までにすべての食品の生産、加工、取引組織は食品の安全確保の条件を満たすこととしている。

(3) 2012年1月9日制定の首相決定「農林水産業に

おける GAP の適用を支援する政策についての決定 (No.01/2012/QD-TTg)

上記 (1) の規程とは異なり、食品安全法制定後の決定であるので、農林水産全般に係るものであり、VietGAP、他の GAP、有機農業などの手法を用いた生産物の生産及び前処理の促進を支援する政策を規定している。この決定には上記 (1) のような目標値の設定はなく、調査、道路やかんがい施設等のインフラ、VietGAP 適用に関する研修、認証費用、取引促進のため支援を行うことが概括的に中央政府予算の補助率とともに記載されている。なお、VietGAP には上述の農作物に関する4種の VietGAP の他に畜産・動物分野では家禽類、養豚、乳牛、養蜂向けの4種の VietGAHP (Vietnam Animal Husbandry Practice)、水産分野では養殖に関して、VietGAP (Vietnam Good Aquaculture Practice) が制定されている。

(4) 2017年5月19日に制定された首相決定「農業セクター再構築計画の2020年までのモニタリングと評価のための指標の交付に関する決定」(No.678/QD-TTg)

2013年6月10日に制定された首相決定「付加価値の向上と持続的開発のための農業セクター再構築計画」(No.899/QD-TTg) の進捗確認と評価のための指標の設定であるが、全部で15ある指標の一つに GAP 或いはそれに同等の基準に従う農林水産物の価値の割合を全国平均で10%以上増加させるという目標がある。ここでも GAP は農林水産分野の全ての GAP を含んでいる。

2. VietGAP の普及の現状

上記のような VietGAP 推進のための政策を実施した結果としての VietGAP の普及状況は現在どうであろうか。MARD の資料によると2017年12月末現在で1,574の生産者・組織が期限の切れていない VietGAP を有しており、また、VietGAP 取得面積は21,156.91 ha である。内訳は野菜が3,584.91 ha (MARD の資料によると (以下同じ) 2017年の野菜の全栽培面積は937,300 ha)、果樹が14,090.16 ha (2017年の果樹の全栽培面積は923,900 ha)、茶が1699.95 ha (2017年の茶の全栽培面積は129,300 ha)、コーヒーが100 ha (2017年のコーヒーの全栽培面積は664,600 ha)、コメが1,681.98 ha (2017年の全栽培面積は7,720,000 ha) である。また、2016年10月現在のデータ²⁾であるが、集中的に安全作物生産地域を確立して VietGAP を取得している例として、Binh Thuan 省のドラゴンフルーツ (8,143.97 ha)、Bac Giang 省のライチ (1,212 ha)、Yen Bai 省の茶 (3,382.6 ha、なおこの時期の全国における茶の VietGAP 取得面

積は2017年末時点より多く4,163.44 ha)、Lam Dong省の野菜(1872.75 ha)があげられている。VietGAP取得面積は農地面積と考えられるので、栽培面積の方がより大きい面積になると考えられるが、それを勘案してもVietGAP取得面積の割合は低いと言わざると得ない。特に時期は少しずれるが、集中的に安全作物生産地域を確立してVietGAPを取得している面積を差し引くと、それ以外の省ではVietGAP取得面積の割合は更に低いと言わざると得ない。

普及が余り進まない理由に関しては、2016年9月にMARD作物生産局が全国の省・省レベルの市に宛てた書簡の中で、VietGAPの短所として管理点の数が多く複雑であること、現実に適用しにくい部分があること、認証費用が農家の支払い能力に比較すると高いことがあげられている。

このような状況の中で、アジア開発銀行(ADB)の支援により2009年から2016年まで実施されたプロジェクトである“Quality and Safety Enhancement of Agricultural Product”(QSEAP)の一つのコンポーネントである「農産物の安全性及び品質に関する法及び体制整備」の中でVietGAPの見直しということで現状よりレベルの高いバージョンやより簡素化したバージョンが検討されたようであるが、このプロジェクトの中では見直しは実現しなかった。そして今回の国家標準VietGAPの検討に続いていった。

3. 国家標準VietGAP決定までの経緯

まず、今回の科学技術省による国家標準VietGAP決定までの経緯を簡単に追ってみると以下ようになる。

2015年にMARDにおいてNational Standard on “Good Agricultural Practice-Crop Production Sector”策定プロジェクトが開始された。そして、このプロジェクトのための作物生産局品質管理環境課(現生産物品質管理課)を中心にして局内のいくつかの課からの数名の構成員からなるEditor Boardが設置され、現状のVietGAP、ASEAN GAP、他国のGAPや食品安全の規程を参考にするとともにSon La省やLam Dong省で調査を行いドラフトを作成した。

この案を基にハノイ、ダナン、ホーチミンにおいてワークショップを行い、各地方省の農業農村開発局、VietGAP認証機関、農業農村開発省の部局や大学、VietGAPを取得している生産組織や流通組織等からコメントを求めるとともにウェブでもコメントを求め、これらを基にドラフトを修正した。

この修正したドラフトを基に2016年11月から、リ

スタアップした専門家(有識者)や果樹野菜研究所(FAVRI)等関係の研究機関のコメントも求めると同時に科学技術省の関連部局にコメントを求めた。これらのコメント等に基づきMARD内で検討がなされ、最終的に2017年5月30日にMARDの科学技術局を通して国家標準を所管する科学技術省にドラフトが提示された。これに対し、2017年8月2日に科学技術省よりコメントが出され、それに基づき修正された案が2017年8月30日に再びMARDから科学技術省に提出され、最終的に冒頭の2017年10月17日の科学技術省による決定となった。

4. 国家標準VietGAPの制定の理由

今回国家標準VietGAPを策定する理由としてベトナムのMARD作物生産局では以下をあげ、内容面の重複を避け、実際に適用しやすい国家標準を策定する必要があるとしている²⁾。

- (1) 既に発行済みのVietGAPの規程においてはいくつかの管理点はまだ複雑であり、また、現状にあわない管理点もある。
- (2) 現在のVietGAPはある作物或いはある作物のグループ(果樹・野菜、茶、コメ、コーヒーのことを指している。)には適用されているが、他の経済的に高い価値を持ついくつかの作物にはまだ適用されていない。
- (3) 栽培面積に比べてVietGAP取得面積が大変狭い。
- (4) 多くの指標が似ている。
- (5) 現在のVietGAPの法的ステータスは農業農村開発省の決定であり、国家標準でも国家技術規則でもないので標準及び技術規則法の趣旨に照らして適切でない。

最後の5点目について更に説明を加えると次の通りである。即ち、2006年6月29日付けの法律(No.68/2006/QH11)「標準及び技術規則法」(“Law on standards and technical regulations”)によると標準(standard)と技術規則(technical regulation)はいずれも、製品、サービス、工程、環境、及び社会経済活動におけるその他の対象に対する技術的な必要条件を定めたものであるが、標準が任意に従えばよいものであるのに対し、技術規則(ベトナム語でquy chuẩn kỹ thuật)は義務的に従わなければならない規則である。また、標準(standard、ベトナム語でtiêu chuẩn)は大きく二つに分けられ、国家が定める国家標準(national standard、ベトナム語でtiêu chuẩn quốc gia)と公的機関や民間団体を含めそれ以外の者が定める組織標準(organizational standard、ベト

表2 国家標準 VietGAPの構成 (カッコ内は管理点とみなせるものの数)

大項目及び中項目	小項目・内容
1. 適用範囲	(略)
2. 用語、定義、略語	(略)
3. 作物生産の VietGAP の要求事項	
3.1 一般的要求事項	研修 (3)、インフラストラクチャー (4)、生産工程 (1)、記帳と関連書類の保持 (2)、生産管理とトレーサビリティ (5)、労働条件と個人の衛生 (6)、苦情とその解決 (2)、自己検査 (3)、生産者グループ及び複数の生産場所を持つ場合について (1)
3.2 生産工程における要求事項	生産地域の評価と選定 (4)、土壌・播種育苗材料・水・農業投入資材の管理 (24)、収穫・輸送・保管 (7)、廃棄物管理と処理 (2)、労働者 (1)
付録A 果樹と野菜の追加要求事項	播種育苗材料 (2)、水 (2)、肥料 (3)、植物保護薬品と他の化学製品 (2)、収穫 (1)、生産管理 (2)
付録B 茶の追加要求事項	雑草の管理 (1)、収穫 (1)
付録C	3の様式 (土壌/播種育苗材料・かんがい/用水・生産物の安全性の指標、農業投入財の購入及び自己生産の記録表、農産物の生産・販売の記録表)、自己評価のための表、リスク評価のガイダンス

ナム語で *tiêu chuẩn cơ sở*) がある。そして、国家標準は科学技術省が定めることとなっている。また、この法律には標準及び技術規則についての適合性の評価やその結果としての認証の発給についても規定されている。

現在の VietGAP は農業農村開発省の決定で定めた工程 (process、ベトナム語では *quy trình*) のステータスにあるがこれは、上記の法律の国家標準ではないので、これをもって認証機関が認証を出すことは法令に則った活動という観点からは厳密には適切といえない。そのため、これを国家標準に改める必要があるというものである。

IV. 国家標準 VietGAP の内容、改善点、見直し

1. 国家標準 VietGAP の内容

まず、今回の VietGAP のタイトルはベトナム農業生産工程管理 (VietGAP) 第1部:作物生産となっている。現時点で制定されている国家標準 VietGAP はこの作物生産に関するものだけであるが、将来畜産物や水産物の VietGAP が国家標準になった時に備えての記述と考えられる。また、新しい VietGAP の構成は表2の通りである。この規程の適用範囲と用語・定義・略語の説明の後に、「3.の作物生産の VietGAP の要求事項」という項目が設定されているが、これがこの国家標準 VietGAP の主要部分である。この中では要求項目を一般的要求事項と生産工程における要求事項に分けて、

管理すべき項目を記述している。そして、果樹・野菜及び茶以外の農作物についての必要な項目はここまでということであるが、果樹と野菜についてはこれに加えて付録Aにある事項を、茶については付録Bにある事項を満たす必要があるということである。その後付録Cとしては記帳のための3つの様式と「3.の作物生産の VietGAP の要求事項」から付録Bまでの各要求事項を満たしているかどうかを確認するための表のサンプル及びリスク評価のガイダンスが添付されている。

2. 国家標準 VietGAP の特徴

それでは、国家標準 VietGAP の特徴はどのようなものであろうか。これについては従来の VietGAP、具体的には4つの VietGAP の中で最初に策定された野菜・果樹用の VietGAP と比較しながら明らかにしたい。まず、この果樹・野菜用の VietGAP の構成は前述の表1の通りである。まず、一般的条項としての VietGAP の範囲とターゲット、用語の後に「野菜・果樹用 VietGAP」という項目の中で表中にある各事項について管理する項目を記述している。次に「野菜・果樹用 VietGAP」にある項目を踏まえ、VietGAP に基づいて生産等がなされているかを確認するためのチェックリストが添付され、最後に記帳のための様式 (表) という事で合計で14の様式が添付されている。これを表2と比較すると (特に表2の「3.作物生産の VietGAP 要求事項」及び付録Aと表1の「第2章野菜・果樹用 VietGAP」を比較する。) 国

表3 GLOBALGAPの総合農場認証 (Integrated Farm Assurance) 規格 (2016年2月の5.0-1版) の体系

全農場基本 (共通) モジュール	農作物基本 (共通) モジュール	果樹・野菜	
		花卉	
		収穫・収穫後処理等 (Combinable Crops)	
		茶	
		育苗資材 (Plant Propagation Material)	
	養殖基本 (共通) モジュール	魚、甲殻類 (エビ・カニ)、軟体動物 (タコ・イカ)	
	畜産基本 (共通) モジュール	牛とヒツジ	乳製品
			子牛
		豚	
		家禽	
七面鳥			

家標準 VietGAP の方は一般的要求事項と生産工程における要求事項に分けてはいるが、従来の果樹・野菜用 VietGAP と同様の事項をカバーしているといえる。

MARD 作物生産局の本件担当者からのヒアリングによると今回の国家標準 VietGAP は国家標準にしたことに加え、内容的には以下のことを盛り込んだとしている。

- (1) 従来野菜・果樹、茶、コメ及びコーヒーに対する4種類の VietGAP が別々に交付されていたのを一本化し、かつ上記 IV.1. で述べたように本文と付録 A. 及び B. ですべての作物をカバーできるようにした。
- (2) クライテリアを簡素化し数を減らした。また、クライテリアの中でも必ず守るべきものと守ることが望ましいものを分けた。(この点は従来の VietGAP も Basic GAP も同様の分類をしている。) これについては後で考察する。
- (3) 項目の順序等を GLOBALG.A.P. 等の国際基準と同様にし、VietGAP の次の段階としてこれらに取り組みやすくした。具体的には国家標準 VietGAP の管理点を表2にあるように「3.1 一般的要求事項」、「3.2 生産工程における要求事項」に分類したうえで、野菜・果樹、茶に特記される事項を付録 A、付録 B としてそれぞれ整理することによって GLOBALG.A.P との整合を図った。比較のために GLOBALG.A.P. の総合農場認証 (Integrated Farm Assurance) 規格 (2016年2月の5.0-1版) の体系を表3に掲げる。将来、国家標準の VietGAP を農作物以外のものについて策定する場合には、

同じ体系の中に位置付ける。

- (4) ASEAN GAP、特に国家標準 VietGAP の野菜・果樹関連部分について ASEAN GAP との調和を図った。即ち、国家標準 VietGAP をできるだけ ASEAN GAP の各項目の趣旨に沿ったものにするように試みた。
- (5) 食品の安全が失われるリスクを評価し、その結果に基づきテストのサンプリングを行うようにする等農家がより積極的に安全作物生産に取り組めるようにした。具体的には、付録 C のリスク評価のガイダンスを参考資料として添付した。そこではまず生産工程の中で起こりうるハザードを同定し、そしてそれぞれのハザードが引き起こす問題を同定し、その問題がどの程度(高いか、低い、中間程度か)の危険度を評価したうえで、その危険度に基づいて各ハザードを管理する計画を立てて実施していくことを、実例をあげて説明している。

それでは、2番目の点に戻って、今回の国家標準 VietGAP の管理点を従来の果樹・野菜用の VietGAP の管理点と比較することによってどのような簡素化がなされているかを考察してみたい。まず、野菜・果樹用の VietGAP には本文に付属してチェックリスト表があり (表2参照)、ここに実際に VietGAP に則った農業を行っているか否かを確認する管理点が記載されているが、新たな国家標準 VietGAP に関してはチェックリスト表は添付されておらず、その代わりに付録 C の中に自己評価のための表が添付されており 3.1 一般的要求事項の中の研修に関する3つの項目がそのまま3つ管理点の

表4 国家標準 VietGAPと果樹・野菜用 VietGAP チェックリスト表の管理点数の比較

	国家標準 VietGAP				果樹・野菜用 VietGAP チェックリスト		
	合計	A	B	不明	合計	A	B
全体	82	63	17	2			
茶専用	2	1	1	-			
新芽野菜、きのこ、 水耕栽培専用	6	5	1	-			
例示	6	2	2	2			
上記を除いたもの	68	55	13	-	65	56	9

A：必ず守る必要のある管理点 B：守ることが望ましい管理点

ように例示されており、それ以下の項目については省略されている。そのため、本文中の各項目がそのまま管理点になるものと解釈されるので、本稿ではその前提で比較を行う。まず国家標準 VietGAP と従来の果樹・野菜用 VietGAP のチェックリスト表との管理点の比較を表4に示す。まず、従来の果樹・野菜用 VietGAP であるが、管理点の総数は65であり、そのうち、必ず守る必要のある管理点であるAのものが56、守ることが望ましい管理点であるBが9となっている。一方の国家標準 VietGAP については項目の総数は82である。また、この規程では各項目にA或いはBを明示的に与えておらず、英語に訳すと各項目の文章中で must/not/ passed/only/ensure を使っている項目は要求（即ちA）、need/should を使っている項目は推奨（B）であるとの注釈をつけている^(注)。そこから判断するとAが63、Bが17、不明が2（上記用語のいずれも使用されていない項目）となる。しかしながら、この中には従来の果樹・野菜用 VietGAP の対象でない茶専用の項目や明示的に

含まれていなかった新芽野菜、きのこ、水耕栽培専用の項目があるので比較するための管理点としては、これらを除く。また、国家標準 VietGAP には「例えば」で始まる例示的な項目が6あるが、これらが果たして正式な管理点として記載されているか否かは今後の運用を見る必要があり、現時点では確認できないので、これも除くと従来の果樹・野菜用 VietGAP チェックリストの管理点数と比較しうる管理点数は総数68、内Aが55、Bが13となる。そして双方の管理点を突き合わせてみる。両者で同じ文言を用いているわけではないので、この突き合せはある程度筆者の判断に基づいて行った。また、両者の管理点が1対1で対応しているわけではなく一方の一つの管理点が他方の複数の管理点で対応している場合も多い。こういう前提で突き合わせを行った結果は国家標準 VietGAP の管理点にあって従来の果樹・野菜用 VietGAP にない管理点が総数で25、内Aが18、Bが7であるのに対し、従来の果樹・野菜用 VietGAP の管理点にあって、国家標準 VietGAP にない管理点が総数で6、内Aが4、Bが2である。また、上述のように双方の管理点のカバーする事項（即ち表1と表2の小項目・内容の比較）に大きな違いはない。以上を総合すると管理点数の観点からは国家標準 VietGAP は従来の果樹・野菜用 VietGAP に比べて簡素化されているとは必ずしも言い切れない。一方、記帳のための様式については、従来の果樹・野菜用の VietGAP が14の様式について記録していかなければならないのに対し、国家標準 VietGAP では一部の様式の省略と統合により3の様式に減らされている。即ち、この点については大幅な簡素化と言えよう。また、管理点のうちベトナムの現状にあっていないものを変えるという観点については、例えば従来の果樹・野菜用の VietGAP に関して現状にあわない典型例として取り上げられていた労

^(注) これら要求と推奨を示す単語のいくつかについてどのように用いられているか示すと、not については例えば国家標準 VietGAP の項目 3.1.2.1 に “Tools is not located in the produce handling area” という記載があるが、これが要求事項という意味である。passed については同国家標準の付録Cの中にある土壌・育苗材料や水についての重金属等の許容基準の表に passed（合格）、unpassed（不合格）の欄があり、passed（合格）することが要求事項という意味である。only については例えば同国家標準の付録Aの中の項目 A.4.1 に “In that case, only use allowed material” という記載があるが、これが要求事項という意味である。また、should については同国家標準の項目 3.1.2.1 の中に “Tools and materials should be available for handling in case of spill of fertilizers, pesticides and chemicals” という記載があるが、これ推奨事項という意味である。

働者の最低年齢を法律で規定されたものにするという管理点は国家標準 VietGAP では省略されており、一定程度その方針は反映されているといえる。

3. 国家標準 VietGAP の認証機関

従来の農産物用の4つの VietGAP は上述のように2012年9月26日付 MARD 通達「水産物、農作物及び畜産物の生産及び加工における GAP の遵守についての認証に関する通達」に従って、認証に関連する業務が行われている。この中で認証機関を指定したりその活動を管理するのは農産物については、MARD の作物生産局であると規定されている。また、この通達の中には、VietGAP に基づく生産を行った組織が VietGAP の認証を得ることは義務なのか、任意なのかということについての明示的な規定はないが、運用としては VietGAP に基づく生産と認証の取得はほぼパッケージで行うものと理解されている。一方国家標準 VietGAP については上述の2006年6月29日付けの法律「標準及び技術規則法」の中に標準に適合しているかどうかの評価や認証、更にはその認証を発給する機関についての定めがある。まず認証機関については同法第51条において国の法的資格を持つ機関が認証機関の登録を行うとしている。また、同法第41条においては国家標準の適合性の評価や認証は対象となる組織や個人の任意の要請により実施されると規定されており、国家標準 VietGAP でいえばそれに基づく生産した者が認証を得ることは義務ではないと理解される。

4. 今後の見通し

2017年10月に制定された国家標準 VietGAP であるが、その後ベトナム政府において目立った動きは確認されていない。MARD 作物生産局の担当者によるとまずは、この従来の4つの VietGAP を廃止し、国家標準 VietGAP がこれに替わることを規定したうえで、それに伴い必要なことを定める規程を MARD で交付することになるとのことであるが、2018年3月末現在でその規程は未だ交付されていない。

今回の国家標準 VietGAP の制定は、まずこれまでの農作物用の VietGAP を標準及び技術規則法に基づく国家標準にすることによってその検査や認証行為の法令的な基盤が確実なものとなったといえる。また、内容についても4つあった農作物用の VietGAP 規程を一本化して全ての農作物に対応できるようにした。項目の整理により VietGAP 農家の将来の GLOBALG.A.P. 等への移行をやすくした。リスク評価の考え方を盛り

込んだ等の改善を図っている。ただし、今回の国家標準 VietGAP の大きな眼目である内容を実態に沿ったものにし、また、簡素化することによって、VietGAP の更なる普及を目指すという点に関しては、文言上の比較にとどまるが、記帳の様式については、従来の VietGAP よりは大幅に簡素化したといえ、管理点に関しては従来の VietGAP のチェックリスト表との比較では必ずしも明確に簡素化したとは言い切れない。この点は ASEAN GAP との調和化を図るという方針もあり、そのバランスをどう考えるかというような観点もあったのではないかと推測される。

ただし、上述のように関連規程の制定も実際の運用も今後行われる予定であり、それらをフォローすることによってより正確な把握が行えると考えている。

V. Basic GAP について

筆者がこの問題に大きな関心を寄せる理由は、現在筆者がベトナムにおいて取り組んでいる JICA の技術協力プロジェクトである「北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト」と関係がある。このプロジェクトは上述のように従来の VietGAP が同国で必ずしも十分普及しないという点を解決するために、まずはこれまで必ずしもなじみのない中小農家において記帳など GAP に必須な活動を導入するという観点から、VietGAP の65の管理点から主要な26の管理点に絞り込んだ Basic GAP をベースに主に紅河デルタ地域において GAP の普及を図るというプロジェクトである^{1,5)}。

この Basic GAP は MARD により2014年に技術ガイダンスとして承認されている(2014年7月2日 MARD 決定 No.2998/QD-BNN-TT)。この Basic GAP に関するガイダンス (guidance、ベトナム語で hướng dẫn) は位置づけとしては工程 (quy trình) より更に下位の文書であり、同じく国家標準ではないが、この技術ガイダンスは引き続き維持される見通しである。この Basic GAP と新しい国家標準 VietGAP の管理点を比較すると従来の VietGAP との関係と同様に Basic GAP の管理点は全て国家標準を踏まえたものになっているので、今後国家標準 VietGAP との関係においてもベトナムの中小農家に対する GAP に必要な活動の導入的な役割を担うと見込まれるが、今後の国家標準 VietGAP の関連規程の制定や運用に影響を受ける可能性もあるので、その観点からもこのテーマに関する今後の動向の把握をする予定である。

IV. おわりに

GAPの普及については農業分野において各国が共同に取り組んでいる課題の一つであると考えられるが、国内の文脈と国際的な潮流の間で各国はそれぞれの手段を用いて、この政策を進めていると推察される。その具体的な事例として本稿ではベトナムにおける現状を明らかにした。

引用文献

- 1) 熊代輝義・七久保充・萬宮千代 (2017) ベトナム「北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト」の現状と課題. 国際農林業協力 Vol.40 No.3, 15-21
- 2) MARD 作物生産局の Editor's Group of National

Standard Vietnam Good Agricultural Practiceが作成した2016年10月31日付けExplanation Note

- 3) GAP生産者協会 (2016) GAP普及ニュース第47号 (http://www.fagap.or.jp/publication/image/news_047.pdf)
- 4) 国際協力機構人間開発部 (2011) 「農水産食品の安全性確保のための検査強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」
- 5) 熊代輝義・七久保充・萬宮千代 (2018) ベトナム紅河デルタ地域における安全作物バリューチェーン形成の取り組み—北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクトの事例より—. ARDEC No. 58 26-30